

税負担の公平性と税収入を確保するため、市では10月から12月を「滞納整理強化期間」として、「ストップ!滞納」を合言葉に、滞納の解消に向けた取組を行っています。

納税は納期内納付が原則

税金は、私たちが安心して暮らし、さまざまな行政サービスを受けるための貴重な財源であり、納税義務者が納期内に自主的に納付することが原則です。

多くの皆さんが期限までに納付されていますが、残念ながら一部の人は滞納している状況にあり、市財政を圧迫する大きな要因となっています。そのため、自動音声による電話催告や文書催告書を送付して自主納付を促しています。

市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税（市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税）と国民健康保険税があります。令和元年度までの市税と国民健康保険税を合わせた滞納者数は、累計2,918人で、滞納額の合計は、約5億800万円です（令和2年8月31日現在）。

このうち100万円以上の高額滞納者は90人で、滞納額は合計で約1億6千万円にのぼります。

財産調査、滞納処分

催告をしても滞納が続く場合は、法の規定による財産調査を実施し、不動産などの財産を差押え、完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。分割して税金を納付している場合でも、滞納（本来の納期限から納付が遅れている状態）がある以上は財産を調査し、発見した場合は、その財産を差押えます。差押えた財産は、完納になるまで差押えの解除はしません。

令和元年度は、1,523件の差押えの執行により、約1億1千400万円の滞納額を徴収しました。

財産区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
不動産	25件	20件	15件
預貯金	615件	723件	1,228件
給与	138件	131件	172件
国税還付金	43件	61件	15件
生命保険	81件	53件	67件
その他	18件	14件	26件
合計	920件	1,002件	1,523件

▲差押えの執行状況

滞納は放置せず、必ず相談をしましょう

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人に対し、徴収猶予特例制度が創設されました。

詳細は、収納管理課へお問い合わせください。

休日納税相談 ※今月号24ページをご覧ください。

とき 第4日曜日 9時～17時

ところ 収納管理課(第1庁舎)

生活改善型納税相談

ファイナンシャルプランナーによる相談会です。

とき 11月22日(日)、令和3年2月28日(日)

9時～12時、13時～17時

ところ 収納管理課(第1庁舎)

▼予約制で1人1時間、7人まで(先着順)

徴収猶予

特別な事情により、税金を一時に納付することができないと認められる時は、原則1年以内に限り、税金の徴収の猶予を申請することができます。

換価猶予

納税者が納税について誠実な意思を持っているものの、納税者の持つ財産を直ちに取り立てることにより、事業の継続や生活の維持を困難にすることが見込まれる場合などに、原則1年以内に限り、差し押さえた財産の換価が職権で猶予されます。